

平成 25 年度の電気事業法の技術基準の改正情報

1. 発電用風力設備の技術基準の解釈についての制定について

(2014 年 3 月 31 日)

「発電用風力設備の技術基準の解釈について」が制定されました。
また、この制定に併せて、「発電用風力設備の技術基準の解釈について（平成 16・03・23 原院第 6 号）」は廃止されました。

2. 平成 24 年経済産業省告示第 1 0 0 号の一部改正について

(2014 年 3 月 31 日)

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」（平成 24 年経済産業省告示第 1 0 0 号）の特定の施設内に設置される水力発電所の要件について、一部改正が行われました。

3. 平成 25 年経済産業省告示第 1 6 4 号及び主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部改正について

(2014 年 3 月 31 日)

太陽電池発電設備について、外部委託制度を用いる場合の点検頻度の見直しを行うこととし、平成 25 年経済産業省告示第 1 6 4 号 について所要の改正が行われました。また、この改正に伴い、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」について一部改正が行われました。これらに伴う点検頻度の変更等については、平成 27 年 4 月 1 日から適用されます。

なお、当該内規は「ダム水路主任技術者制度における土木関連の有資格者の取り扱いの明確化」に関し、同日付けで一部改正されております。

4. 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部改正について

(2014 年 3 月 31 日)

「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」のダム水路主任技術者の選任の要件などについて、一部改正が行われました。

5. 電気設備の技術基準の解釈の一部改正（電気用品の技術上の基準を定める省令の全部改正に伴う改正）について

(2013 年 12 月 24 日)

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課は、電気用品の技術上の基準を定める省令の全部を改正する省令が平成 26 年 1 月 1 日から施行すること（平成 25 年経済産業省令第

34 号) 及び電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の全部改正について平成 26 年 1 月 1 日から適用すること(20130605 商局第 3 号)に伴い、次のとおり「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正を行いました。

従来の解説が電気用品の省令を引用していた部分を、省令性能規定化の改正及び解釈の公表に伴い、引用先を省令から電気用品の技術基準の解釈に変更するものです。

6. 電気設備の技術基準の解釈の一部改正(太陽電池発電設備用直流ケーブル)について (2013 年 10 月 7 日)

電気設備の技術基準の解釈第 46 条で規定する太陽電池発電設備用直流ケーブルについて一部改正が行われました。

電気設備の技術基準の解釈第 46 条のただし書きの取扱者以外の者が近寄らないような措置を講じた場所に設置する太陽電池発電設備用直流ケーブルについて導体の断面積を 60 mm²まで拡大したものです。

7. 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)の停電点検の延伸に係わる要件 (2013 年 9 月 30 日)

「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」について 9 月 27 日に一部改正が行われました。

そのなかの内規 4.項(4)イのただし書きで停電点検を 3 年に 1 回以上に延伸できることを定めています。延伸のための要件を明確にしたものです。

8. 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)の一部改正について (2013 年 9 月 27 日)

「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」について一部改正が行われました。

電気事業法第 43 条第 1 項の選任、法第 43 条第 2 項の許可、電気事業法施行規則第 52 条第 2 項の承認、及び規則第 52 条第 3 項のただし書きの承認について解釈及び運用方針が変更になった。

この改定は、主任技術者の選任、許可、保安全管理業務に関する改定である。

また、この改定で、小出力(100kw以下)の温泉による発電設備のボイラー・タービン主任技術者選任要件の新設及び電気主任技術者選任における統括事業所の設置要件の新設が行われている。

9. 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)の一部改正について (2013 年 6 月 28 日)

電気主任技術者の兼任要件の緩和に伴い、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」について一部改正が行われました。

同一敷地内において設置者の異なる複数設備に係る電気主任技術者の兼任を認めること

については、設置者間に資本関係がない場合であっても、以下の条件を設けることによって保安の確保が可能であるため、内規について所要の改正が行われたものです。

① 設置者間で締結されている電気主任技術者に関する労働者派遣契約又は委託契約において、日常点検や、不測時の対応、連絡体制、対応方法及び設備の関係者への内容の周知等が含まれ、両設備の総合的な保安を確保するためにも各設置者間の責任の所在が明確に記載されていること。

② 保安規程において、上記協定等を遵守することを明記すること。

10. 電気事業法施行規則の一部を改正する省令等について

(2013 年 6 月 28 日)

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条第 1 項の規定により、事業用電気工作物の設置者は、その保安の監督をさせるため、主任技術者を選任することが義務付けられています。が、電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 52 条第 2 項の規定により、自家用電気工作物であって出力 1,000kW 未満までの発電所（原子力発電所を除く。）等については、一定の要件を満たす法人又は個人と保安の監督に係る業務を委託する契約を締結している場合であって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（又は所管の産業保安監督部長）の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任しないこととすることができます（外部委託制度）。

今般、太陽電池発電設備、風力発電設備、水力発電設備、火力発電設備（ただし燃料電池発電設備は除く。）については、外部委託承認範囲を 2,000kW 未満まで引き上げることとし、規則について所要の改正が行われました。

また、この改正に伴い、「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示」（平成 15 年経済産業省告示第 249 号）について一部改正が行われました。

11. 電気設備の技術基準の解釈の一部改正（バンク逆潮流制限に係わる規定）について

(2013 年 5 月 31 日)

電気設備の技術基準の解釈第 228 条で規定する配電用変電所の配電用変圧器における逆潮流の制限（バンク逆潮流制限に係わる規定）について、一部改正が行われました。

12. 電気設備の技術基準の解釈の一部改正について

(2013 年 5 月 20 日)

電気設備の技術基準の解釈に関し、平成 23 年度委託調査 での技術的検討等を踏まえ、

所要の改正が行われました。主な改正事項は、以下のとおりです。

(1) IEC 60364 規格の改定等への対応 (第 218 条)

需要場所に施設する低圧の電気設備は、電技解釈第 218 条に規定する IEC 60364 シリーズの規格により施設できることを規定しています。平成 23 年度電気施設技術基準国際化調査事業において、同シリーズの IEC 規格及び対応する JIS のうち、IEC 規格の 4 規格が改定又は新規制定されこれらの規格が省令に規定する技術基準を満足するものであることが確認されたことを踏まえ、電技解釈第 218 条 (218-1 表) が改正されました。

(2) 引用 JIS の改定への対応 (第 33 条, 第 40 条, 第 163 条, 第 172 条)

平成 23 年度電気設備技術基準関連規格等調査事業において、電技解釈が引用している JIS のうち改正されたものにつき、最新の JIS を引用することの妥当性を調査・検討した結果、妥当であるとの結論が得られたものについて改正が行われました。

(3) 金属製水道管を利用した接地工事の改定 (第 18 条・第 19 条)

金属製水道管を接地極として利用した接地工事はその実施が確認されておらず、また近年施設される水道管は、接地極として利用できない絶縁性のものが多くなっています。こうした点を踏まえ、平成 23 年度電気設備技術基準関連規格等調査事業において、当該規定の廃止が妥当であるとの結論が得られました。当該規定による接地工事は、施設時に電技解釈に規定する接地抵抗値が確保された場合でも、水道管の設備更新など、設置者の認識のないまま電技解釈の規定する接地抵抗値が満足されなくなるおそれもあることから、当該規定を廃止する改正が行われました。

1 3. 家庭用燃料電池設備における熱交換器以降の排気ガス配管に関する材料規定見直しに係る「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」の一部改正及び「発電用火力設備の技術基準の解釈」の一部改正・制定について

(2013 年 5 月 17 日)

家庭用燃料電池設備における熱交換器の下流側に施設される排気ガスを通ずる配管の材料に関して、当該排気ガスが難燃材に熱的損傷が生じない温度となる場合に限って、難燃材も可とする規定が「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令)に追加されました。同時に、「難燃材に熱的損傷が生じない温度」については、現在家庭用燃料電池設備で使用されている難燃材の耐熱温度を考慮して、摂氏 120 度未満とする旨の規程が「発電用火力設備の技術基準の解釈」に追加されました。

また、本火技解釈の規程の一部改正に併せて、平成 24 年 9 月の商務流通保安グループの発足に伴い、「発電用火力設備の技術基準の解釈(平成 17 年 12 月制定、平成 23 年 9 月最終改正)」が廃止され、商務流通保安グループ文書として「発電用火力設備の技術基準の解釈」(2013507 商局第 2 号)が制定されました。